

⑤証明書の交付 **燃料**
(選挙後すぐ 候補者⇒業者)

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

下記のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

契約期間終了後の日付になります。

令和8年9月28日

令和8年9月27日執行北茨城市長選挙
候補者

住所 北茨城市磯原町磯原1630番地
氏名 北茨城 太郎

北
茨
城

記

燃料供給業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名		(株)華川石油 北茨城市華川町中妻□□番地 代表 華川 四郎		
燃 料 供 給 年 月 日	燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 車種及び自動車 登 録 番 号	燃 料 供 給 量	燃料供給金額	備 考
令和8年 9月20日	普通乗用自動車 水戸500い8888	40ℓ	6,400円	
9月22日	普通乗用自動車 水戸500い8888	50ℓ	8,000円	
9月24日	普通乗用自動車 水戸500い8888	40ℓ	6,400円	
9月26日	普通乗用自動車 水戸500い8888	50ℓ	8,000円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに給油伝票(燃料の供給を受けた日付)を添付して提出してください。令和45年運輸省令第○号(昭和25年法律第○号)の施行規則(昭和25年12月21日政令第○号)第○条第○項のアラビア数字の○を○に読み替えたものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の車種及び自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の車種及び自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の車種及び自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が北茨城市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、北茨城市に支払を請求することができません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

給油伝票から記載してください。
この証明書に給油伝票の写しを添えて、契約業者に渡してください。